

# 桶川市 第四次男女共同参画 基本計画

概要版



桶川市マスコットキャラクター  
「オケちゃん」

平成31年3月

桶川市

## 計画の将来像

# だれもが多様な生き方を認め合い

## ひと 男女がかがやくまち おけがわ

### 計画の概要

#### 基本目標 1 男女共同参画をすすめる意識づくり

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画の意識がすべての人に浸透することが重要です。

固定的な性別役割分担意識の解消と、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画について意識啓発を行い、教育や学習の充実について継続的に取り組みます。

また、男性の男女共同参画の意義についての理解を促進するための啓発活動や、政策や方針決定の場への女性の参画が進むように働きかけ、多様な意見が反映されていくよう推進します。

施策の柱	施策
1 意識啓発と調査・研究	(1)男女共同参画推進のための広報・啓発活動 (2)男女共同参画に関する男性の理解の促進 (3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 (4)男女共同参画に関する調査・研究・情報の収集と提供
2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(5)審議会等への女性の積極的な参画の推進 (6)庁内における女性管理職登用の推進
3 男女共同参画センター機能の充実	(7)男女共同参画センター機能の活用の推進

#### 基本目標 2 男女共同参画をすすめる環境づくり

性別にかかわることなく、一人ひとりが自分らしく生きていくためには、家庭・職場・地域での環境づくりが重要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともに働きやすく、家事・育児・介護を協力しながら分担していけるように、家庭への支援とだれもが働きやすい職場の環境整備の推進について継続的に取り組みます。さらに、働く意欲のある女性に対しては活躍支援を行います。

また、男女共同参画の視点が入り入れられるよう、地域活動における方針決定過程への女性の参画の推進や防災・防犯対策における多様な意見が反映される環境づくりを推進します。

施策の柱	施策
1 家庭における男女共同参画の推進	(8)ワーク・ライフ・バランスの推進 (9)男女がともに担う家事・育児・介護の推進 (10)地域が支える子育て家庭への支援 (11)介護が必要な家庭への支援
2 職場における男女共同参画の推進	(12)男女がともに働きやすい職場環境の整備 (13)経済分野における女性の活動支援 (14)女性のチャレンジ支援の推進
3 地域における男女共同参画の推進	(15)地域活動における方針決定過程への女性の参画の推進 (16)男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

### 基本目標3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

だれもが人権を尊重され、その人らしく伸びやかに生きるためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、だれもが性別による差別的な扱いや暴力を受けない社会づくりが重要です。

特に配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、啓発活動の推進と被害者等への支援について継続的に取り組みます。

また、だれもが生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、年齢や性別に応じた健康支援や意識づくりを推進し、高齢者、障害者、外国人への支援や性的マイノリティの方への理解の促進や取組を行うなど、多様な人々が地域の中で安心して暮らしていくための社会づくりを推進します。

施策の柱	施策
1 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	(17)あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進 (18)相談体制の強化と被害者への支援 (19)関係機関との連携の強化
2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重	(20)年齢やライフスタイル等に応じた心身の健康支援 (21)「性と生殖に関する健康と権利」の啓発活動
3 だれもが暮らしやすい社会づくり	(22)高齢者・障害者・外国人等への支援の充実 (23)多様な性を理解し、尊重するための啓発

#### 【重点事項】

- ①審議会等への女性の積極的な参画の推進
- ②あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進
- ④男女共同参画に関する男性の理解の促進
- ⑤男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進



## 計画の趣旨

桶川市では、平成14年4月に個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すために、「桶川市男女共同参画推進条例」を制定し、平成16年3月に同条例に定めた7つの基本理念に基づき「桶川市男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成24年3月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定するなど、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

平成26年度から、「桶川市第三次男女共同参画基本計画（以下「第三次計画」という。）」に基づき施策を推進する中であっても、国では、男女共同参画を取り巻く新たな課題に対応するため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目指した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」や、政治に多様な民意を反映させるための「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

この度、第三次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の更なる推進と新たな法律の趣旨を踏まえ、「桶川市第四次男女共同参画基本計画」を策定するものです。

## 計画の位置づけと性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び条例第10条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29年度～33年度）」を勘案して策定しました。
- (3) 「桶川市第五次総合振興計画」や市が定める関連諸計画との調和した計画となっています。
- (4) 「施策番号(6)、(8)、(9)、(12)、(13)、(14)」は、「女性活躍推進法」第6条第2項の推進計画に位置付けます。
- (5) 本計画の策定にあたっては、平成29年度に実施した「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や学識経験者・関係機関の代表者・公募の市民による「桶川市男女共同参画審議会」の意見を尊重し、パブリック・コメントを実施し策定しました。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

### 桶川市男女共同参画推進条例

【目的】男女が互いの人権を尊重しつつ、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与する

【基本理念】第3条

- |                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| ① 個人の尊厳と人権の尊重               | ② 社会における制度及び慣行の見直しと意識改革 |
| ③ 政策等の立案及び決定への共同参画          | ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立    |
| ⑤ 性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮 |                         |
| ⑥ 国際社会における取組の配慮             | ⑦ あらゆる暴力の根絶             |

発行：桶川市企画財政部人権・男女共同参画課 〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号  
電話 048(788)4907 F A X 048(787)5409 <http://www.city.okegawa.lg.jp>

※計画は市のホームページで確認できます。⇒

